第8 政令第8条に規定する区画等の取扱い

1 政令第8条の区画

(1) 政令第8条の区画の構造

政令第8条の区画(以下「令8区画」という。)の構造については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

- ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火 構造であること。
- イ 壁式鉄筋コンクリート造(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。)及びプレキャストコンク リートカーテンウォールについては、前アに該当するものとして取り扱うものであること。
- ウ 建基政令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間が2時間以上の耐火性能を有する こと。
- エ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上 突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が90cm以上確保され、これに防火戸が設けられている場合においては、その部分については、この限りではない。
- (2) 令8区画を貫通する配管等

令8区画を配管等が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、この限りではない。この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなすことができるものとは、次の事項及び第8-1表に適合するもの、又は、消防防災用設備機器性能評定委員会(以下「性能評定委員会」という。)において性能評定されたものとする。

- ア 配管の用途は、原則として、給排水管(付属する通気管を含む。)であること。
- イ 一の配管の外径は、200mm以下であること。
- ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径が、300mm以下となる工法であること。なお、当該 貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。
- エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の数値以上の距離(当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm)を有すること。なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとることが望ましい。
- オ 配管及び貫通部は一体で通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。(配管等の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間(2時間以下の場合にあっては2時間)以上であること。)
- カ 配管の貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の施工とすること。
- キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

第8-1表 配管が令8区画を貫通している場合の政令第8条の適用

配管材質	令8区画を貫通している場合の適用の条件		
鋼管等	 1 鋼管及び鋳鉄管を使用する範囲令8区画を貫通している部分及びその両側1m以上の範囲は、2に掲げる鋼管等とすること。 2 鋼管等の種類(1) JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)(2) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管)(3) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) 		
	(4) JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)		

- (5) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管)
- (6) JIS G 5525 (排水用鋳鉄管)
- (7) I WWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (8) J WWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (9) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (10) WSP 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) WSP 032 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
- (12) WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (13) WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (14) WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)
- ※ JWWA:日本水道協会規格、WSP:日本水道鋼管協会規格
- 3 貫通部の処理
 - (1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書 (JASS) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

- イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面 ーになるまで十分密に充てんすること。
- ウセメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。
- (2) ロックウールによる方法

ア JIS A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材 (充てん密度 150kg/m³以上のものに限る。)又はロックウール繊維 (充てん密度150kg/m³以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールですき間を充てんすること。

イ ロックウール充てん後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床 又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等 で固定すること。

鋼管等

4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材(充てん密度150kg/m³以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

- イ 被覆方法
 - (7) 床を貫通する場合
 - a 鋼管等の呼び径100mm以下のもの 貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆すること。
 - b 鋼管等の呼び径100mmを超え200mm以下のもの 貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から 30cmの範囲には、もう一重被覆すること。
 - (イ) 壁を貫通する場合
 - a 鋼管等の呼び径100mm以下のもの 貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆すること。
 - b 鋼管等の呼び径100mmを超え200mm以下のもの 貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から 左右30cmの範囲には、もう一重被覆すること。
- (2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

- ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する 可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容

易に着火しないもの(木軸、合板等)であること。

5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の(1)又は(2)によること。

- (1) 保温材として4(1)アに掲げる材料を用いること。
- (2) 給排水管にあっては、JIS A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するグラスウール 保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、3及び4の規定について特に留意すること。
- 6 配管等の接続

配管等を1の範囲において接続する場合には、次によること。

- (1) 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

ア メカニカル接続

- (7) ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管 の差し口にはめ込むこと。
- (4) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (ウ) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように 挿入すること。
- (エ) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (オ) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。 イ 差込み式ゴムリング接続(立管又は横枝管の接続に限る。)
 - (7) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
 - (f) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。 ここで用いるゴムリングは、EPDM (エチレンプロピレンゴム) 又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとすること。
 - (ウ) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
 - (エ) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
 - (オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- (7) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- (4) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (ウ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

- (7) 挿入管の差し口端外面に管用テーパーおネジを切ること。
- (4) 接合剤をネジ部に塗布すること。
- (ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

- (7) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- (4) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- (ウ) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。
- (3) 耐火二層管以外の管と耐火二層管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7 その他

令8区画を貫通する鋼管等が、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。

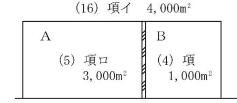
- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に使用する塩化ビニル製の排水ソケット及びゴムパッキンは、不燃材料の衛生機器及び床材で覆われていること。

鋼管等

塩化ビニル管	適用できない			
	呼称寸法 (mm)	材質	その他	
繊維補強軽量モルタ ル被覆塩化ビニル管	40~150	硬質塩化ビニル (JIS K 6741) の外 周を繊維補強軽量モルタルで被覆した もの。	照会、質疑等で認められて いるものに限る。 ただし、多数の配管が集中	
繊維強化モルタル被 覆硬質塩化ビニル管	40~150	硬質塩化ビニル (JIS K 6741) の外 周を繊維強化モルタルで被覆したも の。	する場合を除く。	
繊維補強モルタルビニル二層管	40~150	硬質塩化ビニル (JIS K 6741) の外 周を繊維補強モルタルで被覆したも の。		

- (3) 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方
 - ア 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。
 - イ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置すること。

[例]

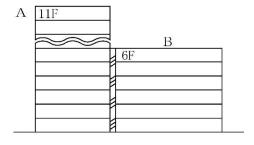


(注) /// ///

開口部のない2時間以上 の耐火性能を有する耐火 構造の壁(以下同じ)。

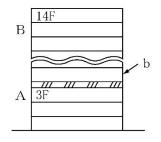
- A→延べ面積3,000㎡の(5)項ロの防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
- B→延べ面積1,000㎡の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
- ウ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を 設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定に当たっては、 下の部分の階数を算入すること。

〔例1〕



- A→階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
- B→階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

[例2]



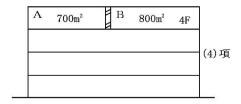
A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

2 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制

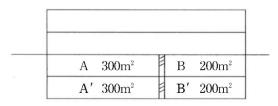
開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に、階単位の規制(例えば政令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等)を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

〔例1〕



4階部分の床面積は1,000㎡以上であるが、A、Bは4階で1,000㎡未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、4階には政令第12条第1項第11号ロを適用しない。

[例2]



地階部分の床面積は $700\,\text{m}^2$ 以上であるが、(A+A')(B+B')は地階において $700\,\text{m}^2$ 未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、政令第28条の2第1項を適用しない。

3 共同住宅等の特例基準に係る区画

(1) 共同住宅等の特例基準に係る区画の構造

特定共住省令及び第7章資料18別記に示す、共同住宅等の特例基準に係る区画(以下「共住区画」という。)において、「住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とされていることから、次に示す構造を有することが必要である。

- ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火 構造であること。
- イ 建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた耐火構造による区画も認めることとするが、適正な施工及び施工管理が行われるよう指導すること。

耐火性能検証法により耐火性能を有すると認められたものについては、1時間以上の耐火性能を持たせること。◆

- ウ 乾式壁は、次により適切な施工管理体制が整備されていることが、当該共同住宅等の施工全般に係る 責任者の作成する施工管理規程等により確認できる場合に限り、使用を認めるものとする。
 - (7) 乾式壁の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、 かつ、その施工実施者に周知されていること。
 - (4) 乾式壁の施工に係る現場責任者に、当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者(乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等)が選任されており、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導、監督等が行われていること。
 - (ウ) 乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。
 - (エ) 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理について、特に徹底した施工管理が行われていること。
- (2) 共住区画を貫通する配管等

共住区画を配管が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているとみなすことができる場合にあっては、この限りではない。

この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなすことができるものとは、次の事項に適合するものとする。

- ア 配管の用途は、原則として、給排水管(排水管に付属する通気管を含む。)、空調用冷温水管、ガス 管、冷媒管、配電管であること。
- イ 一の配管等の呼び径は、200mm以下であること。
- ウ 配管等を貫通させるために共住区画に設ける開口部は、内部の断面積が直径300mmの円の面積以下であること。
- エ 配管等を貫通させるために共住区画に設ける開口部を床又は壁(住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。)に2以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径(当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm)以上であること。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。◆

- オ 共住区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の(ア)又は(イ)によること。
 - (7) 配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ又は口に適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために共住区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。
 - (イ) 平成17年消防庁告示第4号で定める、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として 有すべき耐火性能を有しているものとして認められたものであること。
- カ 熱伝導により、配管等の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物 が配管等の表面に接触しないような措置を講じること。
- キ 第8-1表中の鋼管等のうち令8区画を貫通している場合の適用の条件を満たすものについては、前 オ.(イ)の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているも のとして取扱って差し支えない。

4 省令第12条の2の区画

(1) 省令第12条の2第1項第1号に規定する区画(以下第8において「1号区画」という。)は、建基政令第 107条の2に定める準耐火性能を有すること。

なお、原則として45分以上の準耐火性能とされたい。◆

(2) 省令第12条の2第1項第2号に規定する区画(以下この項において「2号区画」という。)は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

なお、原則として1時間以上の耐火性能とされたい。◆

- (3) 省令第12条の2第3項に規定する区画(以下この項において「3項区画」という。)は、建基政令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。
- (4) 1号区画、2号区画及び3項区画(以下この項において「区画」という。)を貫通する配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。

- (5) 区画は、2以上の階にわたらないこと。
- (6) 区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。
- (7) 省令第12条の2第1項第1号二、同条同項第2号二に規定する廊下と階段とを区画する部分以外の開口部には防火シャッターを用いることができないが、遮煙性能を有する防火シャッターであれば、政令第32条を適用し、区画を有するものとみなして取り扱うことができる。
- (8) 省令第12条の2第1項第1号二、同条同項第2号二に規定する区画が昇降機の乗場戸に求められる場合は、乗場戸が随時開くことができる自動閉鎖付きでなはないが、避難上及び消防活動上、随時開く必要がないことから、政令第32条を適用し、区画を有するものとみなして取り扱うことができる。

5 省令第13条の区画

(1) 省令第13条第1項第1号に規定する区画(以下この項において「1号区画」という。)は、建基政令第 107条の2に定める準耐火性能を有すること。

ただし、3階以上の階に政令別表第1(6)項ロ又はハ(以下「福祉施設等」という。)に掲げる用途に供する部分が存する場合にあっては、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

- (2) 1号区画は、福祉施設等内の居室ごとに設けるのではなく、共同住宅等でいうところの住戸の単位で区画することで足りること。
- (3) 省令第13条第1項第1の2号に規定する区画(以下この項において「1の2号区画」という。)は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
- (4) 省令第13条第2項に規定する区画(以下この項において「2項区画」という。)は、建基政令第107条に 定める耐火性能を有すること。
- (5) 1号区画、1の2号区画又は2項区画(以下この項において「区画」という。)を貫通する配管は、建基政令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。
- (6) 省令第13条第1項第1号二、同条同項1号の2二及び同条第2項第1号ハに規定する区画については、 4.(5)から(8)までによること。

6 省令第28条の2及び複合型居住施設用自動火災報知設備に係る区画

- (1) 省令第28条の2第1項第4号及び同条第2項第3号並びに複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年2月5日総務省令第7号)第3条第3項に規定する区画については、4.(5)から(8)まで、並びに、5.(1)、(2)及び(4)、(5)までによること。
- (2) 省令第28条の2第1項第4号の2及び同条第2項第3号の2に規定する区画については、4.(5)から(8) まで、並びに、5.(2)、(3)及び(5)によること。

7 省令第30条の2の区画

- (1) 省令第30条の2に規定する区画は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。
- (2) 省令第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものとすること。
- (3) 区画をダクトが貫通する部分には、防火ダンパーを設けること。

8 運用上の留意事項

- (1) 平成7年6月1日以前の審査・検査基準により取り扱ってきたもので、前1、(2)、アから工まで及び前3、(2)、アから工までに適合するものにあっては、同様に取り扱って支障ないこと。
- (2) 令8区画及び共住区画を貫通する配管等で、「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に係る配管等の表示について」(平成8年6月19日予予第396号予防課長通知)により、次に示す表示が、平成8年4月1日以降に建築工事が着工された防火対象物に付すことができるものとされていること。

表示方法は、次の方法とし申請者が任意に選択するものとする。複数選択も可とする。

ア 配管等(管及び区画貫通部防火キットをいう。)に個々に次の評定マークを貼付する。



直径: φ15mm 下地:銀 色 文字:赤 色

- イ 管に限り次の仕様により表示を印刷する。
 - (7) 長さ3m以内又は1本ごとに1箇所表示する。
 - (4) 表示は、次によるが大きさ及び色は任意とする。



又は



- ウ 防火対象物に性能評定を行ったものである旨の評定一括マークを表示する。
 - 一の防火対象物に複数の性能評定品が使用される場合、それぞれの性能評定品ごとに表示する。



(令8区画の場合)



(共住区画の場合)